

秋田県における大学、短期大学及び高等専門  
学校間の単位互換に関する協定書

平成28年4月1日

秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学、ノースアジア大学、秋田看護福祉大学、日本赤十字秋田看護大学、秋田公立美術大学、秋田栄養短期大学、聖霊女子短期大学、日本赤十字秋田短期大学、聖園学園短期大学及び秋田工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、相互の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に多様な学習機会を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

（対象学生）

- 1 本協定により単位互換ができる学生は、参加大学等に在学する学生とする。  
（受入学生の呼称）
- 2 本協定に基づき、参加大学等が受け入れる学生は、特別聴講学生と称する。  
（受入学生数）
- 3 参加大学等が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じ、参加大学等間で調整する。  
（履修方法）
- 4 特別聴講学生の科目登録、単位の認定等については、受入大学等の規則の定めるところによる。  
（授業料等の費用）
- 5 受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。  
（会議）
- 6 本協定による単位互換を円滑に実施するため、運営に関する会議を大学コンソーシアムあきたに置く。  
（有効期間）
- 7 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から3年間とし、有効期限の6か月前に参加大学から改廃について意思表示がない場合は、3年ごとに更新される。  
（改廃）
- 8 この協定の改廃は、参加大学等間の協議によるものとする。  
（その他）
- 9 本協定書の定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

秋 田 大 学 学長

山本文雄

秋 田 県 立 大 学 学長

小間篤

国 際 教 養 大 学 学長

鈴木典比古

ノースアジア大学 学長

小泉 健

秋 田 看 護 福 祉 大 学 学長

小泉 健

日 本 赤 十 字 秋 田 看 護 大 学 学長

安藤 広子

秋 田 公 立 美 術 大 学 学長

霜鳥 秋則

秋 田 栄 養 短 期 大 学 学長

小泉 健

聖 霊 女 子 短 期 大 学 学長

平垣 ヨシ子

日 本 赤 十 字 秋 田 短 期 大 学 学長

安藤 広子

聖 園 学 園 短 期 大 学 学長

門下 美智

秋 田 工 業 高 等 専 門 学 校 校 長

米本年邦